

ザ・ビジネスモール「制作サポーター」登録制度について

(平成 28 年 4 月より)

1. 「制作サポーター」とは

ザ・ビジネスモール事務局はサービスメニューの拡充・強化を図るため、ザ・ビジネスモール利用者の企業情報ページ制作を代行する事業者を「制作サポーター」として登録します。

制作サポーターは、ザ・ビジネスモールの利用者からの依頼により、ザ・ビジネスモールに掲載する原稿や画像の制作、登録を行い、ザ・ビジネスモールに掲載されるコンテンツの拡充と利用者の満足度向上への協力をお願いします。

2. 制作サポーターに登録されると

25万事業所が自社のPR情報を掲載するザ・ビジネスモール上で、ザ・ビジネスモール利用者からページ制作案件を受けられるよう、制作サポーターとして紹介します。

3. 制作サポーターになるための条件

下記の条件をすべて満たす事業所が制作サポーターの申請が出来ます。

- ① ザ・ビジネスモールに参画する登録団体（商工会議所・商工会）の会員である。
- ② ホームページ制作に関する事業を3年以上継続し、制作実績を提示できる。
- ③ BMプレミアムを利用している。
- ④ ページ・デザイン制作などの受注のため、ザ・商談モールを積極的に活用している。
- ⑤ 加盟する登録団体の担当者と面談の上、登録申込書に担当者の捺印を受けている。

4. 申請方法

下記の資料をザ・ビジネスモール事務局に提出してください。

- ① ザ・ビジネスモール「制作サポーター」登録申込書
- ② ホームページ制作実績の資料または掲載ページのURL（具体的な件数、社名等がわかるもの）
- ③ BMプレミアム利用ページのURL
- ④ 登録団体担当者の捺印

申請資料が全て揃った時点で申請完了とします。

5. 制作サポーター登録手続き

- ① 登録申請後、1ヵ月以内に事務局より申込者に登録完了の連絡をします。
- ② 制作サポーターは自社のBMプレミアムにある商品サービス情報に、ザ・ビジネスモールペー

ジ制作代行サービスの紹介ページ（見積依頼テンプレート付き）を作成し、完了しましたら事務局まで連絡を下さい。

- ③ ザ・ビジネスモール事務局が確認できましたら、制作サポーターの紹介ページに掲載し、手続きを完了します。

6. 制作サポーターの登録更新

制作サポーター自身が利用するBMプレミアムの継続申請をもって、制作サポーター資格の登録更新とします。

7. 制作サポーターの登録取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、制作サポーターの登録を取り消します。

- ① ザ・ビジネスモールの利用資格を有しない場合（利用規約に掲載）
- ② 制作サポーター自身から登録解除の申し出があった場合
- ③ 制作サポーターが「8. 制作サポーターとしての活動内容」を履行しない場合
- ④ BMプレミアムの利用資格を喪失した場合
- ⑤ その他、ザ・ビジネスモール事務局が不相当と認めた場合

8. 制作サポーターとしての活動内容

ザ・ビジネスモール利用者から、ページ制作に関する問合せ・見積依頼があった場合は、以下のとおり依頼者と調整を行ってください。

- ① 利用者からの見積り依頼・問合せ
- ② 利用者の要望レベルに応じて、見積り・提案を行う。
- ③ 利用者から発注を受け、制作を行う。
- ④ 制作サポーターが利用者のページに登録し、納品完了とする。
- ⑤ 納品後は、利用者名とページ URL をザ・ビジネスモール事務局に報告。

9. その他

- ① ザ・ビジネスモール利用者からザ・ビジネスモール以外のウェブ制作などについて相談を受けた場合は、制作サポーター活動とは別に個別に提案を行って下さい。
- ② ザ・ビジネスモール事務局が紹介する制作サポーターは利用者の選択肢を増やすため、複数事業者との並列掲載を原則とし、いかなる優先順位を付けることはいたしません。

以上